

空き家になる前に対策しましょう

適正に管理されない空き家は、近隣の住環境に様々な悪影響を及ぼす可能性があり、所有者にとってのリスクとなります。

不審者の侵入や占拠などによる防犯上の懸念や治安の悪化に繋がる恐れがあります。

雑草が生い茂り、衛生的な問題の発生や、害虫等発生の原因になります。

不法にゴミを捨てられ、そのゴミを原因とする悪臭等により生活環境悪化に繋がります。



- ・空き家は**所有者の資産**です。出来るだけこまめに管理しましょう。
- ・特に**台風や地震**の後には、思わぬ破損が見つかることもあります。災害等発生後には点検をするようにしておく心安心です。
- ・空き家を壊れたままにしていたり、ゴミの放置や害虫の発生等不衛生な状態を放置していたりすると、**固定資産税**が上がってしまう恐れがあります。
- ・またそれらの原因により第三者に被害等を与えた場合、**損害賠償等の責任**を問われる可能性があります。

空き家の適正な管理は所有者等の責任です！

裏面へ 空き家の対策について

空き家管理についての対策とポイント

空き家の状態が悪化すればするほど対応が困難になります。きちんと予防しましょう。

対策1 空き家になる前に**行動**しましょう！

生前から相続について話し合しましょう。

財産を受け継ぐご家族・親族が円満に相続出来るよう、生前に話し合っておきましょう。

ポイント

一人で悩まず**司法書士や弁護士などの専門家に相談**しましょう！

ご近所や地域の方々にお声かけしておきましょう。

施設等への入所等、長期間家をあける時は、家族と相談して、ご近所や地域の方々はその旨をお声かけしておきましょう。可能なら緊急連絡先を伝えておくと、何か異変があった時の対応がスムーズになります。

対策2 状態が悪化する前に適切に**管理**しましょう！

現在の登記を確認しましょう。

相続登記がなされず、以前の所有者のままになっている場合があります。登記が現在の所有者になっているかを確認し、必要な手続を行うようにしましょう。

ポイント

相続登記は令和6年4月1日から**義務化**されます！

定期的に点検・管理を行いましょう。

使用していない建物は劣化しやすく、特に夏場は雑草等が家屋を覆うくらい繁茂することもあります。管理状態が悪化すると取壊し以外での解決が困難になります。日頃から定期的な管理を行いましょう。

ポイント

高齢や遠方等により自主管理が難しい場合は、**空き家管理を代行する民間事業者等に依頼**する方法もあります。

中野区は区内の専門家と連携し、様々な相談窓口を用意しています。

■中野区空き家電話相談窓口(平日9時～12時、13時～17時(12月29日～1月3日は除く。))
中野区内の建築士や司法書士などの専門家が空き家に関するお悩み事の相談を受け付けています。
☎:0120-500-681(まちづくり推進土地建物協議会 空き家電話相談窓口)

■区の専門相談(原則、平日の午後1時～4時 曜日等は相談内容によって変わります ※要予約)
区民の皆さんが日常生活を送る上で生じる様々な問題や悩みごとを解決するきっかけとしていただくため、**法律などの専門家による各種の相談**を行っています。
☎:03-3228-8802(中野区役所 区民部 区民相談係)